

経済指標専門会議の設置について

平成 21 年 6 月 26 日
総務省政策統括官（統計基準担当）決定

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）に掲げられた統計基準の設定（指数及び季節調整法関係）に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うため、下記により、経済指標専門会議（以下「専門会議」という。）を設置する。

記

- 1 専門会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、専門会議において、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
なお、専門会議の構成員たる学識経験者は、総務省政策統括官（統計基準担当）が委嘱する。
- 2 専門会議において、必要と認めるときは、構成員以外の学識経験者等から意見を聴くことができる。
- 3 各府省等作成の個別の経済指標の改定計画及び改定結果等に関する事項について、当該各府省等が必要と判断する場合には、専門会議に報告することができる。
- 4 専門会議の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官が行う。

(別紙)

経済指標専門会議構成員

- 関係府省
 - 内閣府経済社会総合研究所景気統計部長
 - 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長
 - 総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官
 - 財務省大臣官房総合政策課長
 - 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長
 - 農林水産省大臣官房統計部統計企画課長
 - 経済産業省経済産業政策局調査統計部参事官（経済解析室長）
 - 国土交通省総合政策局情報政策本部部情報安全・調査課長
 - 国土交通省総合政策局情報政策本部部情報安全・調査課建設統計室長

- オブザーバー
 - 日本銀行調査統計局統計整備担当総括企画役

- 学識経験者
 - 別途、総務省政策統括官（統計基準担当）が委嘱する者とする。